二　所要資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ　原則手法適用会社の所要資本の額

ロ　控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額（ただし、前号ロにおける控除合算手法適用子会社が保有する同号ロ⑴及び⑵に掲げる資産の額の控除を反映した額に適切に調整することができる。）に控除合算手法に係る調整係数及び当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

（控除合算手法の適用対象）

第百八十条　控除合算手法の適用対象とすることができる子会社は、連結子会社等であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす子会社とする。

一　第七条第二項に規定する保険事業に分類されるものであること。

二　アメリカ合衆国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制の適用を受け、当該規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額及び法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を算出していること。

三　前条第一項の届出を行う前の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、原則手法適用会社（ただし、直近の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算における子会社化直後の特例手法適用子会社を除く。）でないこと。

（原則手法適用会社の適格資本の額及び所要資本の額）

第百八十一条　第百七十九条第二項第一号イに掲げる原則手法適用会社の適格資本の額及び同項第二号イに掲げる原則手法適用会社の所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

一　連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を基礎として、連結の範囲から控除合算手法適用子会社を除外することにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成する。

二　前号に定める控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）に基づき、第三章の規定を準用して原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成する。

三　前号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第四章の規定を準用して原則手法適用会社の適格資本の額を算出する。ただし、原則手法適用会社が保有する控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、当該控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）を第四十条第三号に掲げる額に含めるものとする。

四　第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第五章及び前章の規定を準用して、原則手法適用会社の所要資本の額を算出する。ただし、第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートについて、控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去されるべき項目のうち当該控除合算手法適用子会社と原則手法適用会社との取引に係る項目の額は、第四十七条第三項各号に掲げるストレス・アプローチによるリスクの額の計算において再計算をしないもの及び第四十八条各号に掲げるリスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から除くものに含めることができる。

五　前号ただし書の規定を適用する場合には、第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を、当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整するものとする。

2　前項第二号から第四号までの規定に従い第三章から前章までの規定を準用する場合には、当該各章の連結ベースの規定を準用するものとする。

（控除合算手法に係る調整係数）

第百八十二条　第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法に係る調整係数は、1.5以上であり、かつ、次の算式を満たす最小のものとする。ただし、中間期末にあっては、前事業年度末に適用した調整係数とする。

控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率

≦ 控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率＋15％

第八章　特例企業会計基準等適用法人等に関する特例

（特例企業会計基準等に基づく計算）

第百八十三条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、次条に規定するところにより、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を用いるものとする。

2　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、第二章及び前章第二節の規定を準用する。

（特例企業会計基準等適用法人等における経済価値ベースのバランスシート）

第百八十四条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を基礎として、次の各号に掲げる方法によるほか、第三章の規定を準用することにより経済価値ベースのバランスシートを作成するものとする。

一　次のイ及びロに定める額の合計額を、第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額